

会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定の概要

1 制定理由

地方自治法の一部を改正する法律における議会に係る手続のオンライン化・デジタル化については、会議規則の改正に加え、その手続の具体的な事項（署名に代わる本人確認の方法、議会への提出先など）を議会が定めることになっているため。

2 主な内容

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 議会等に対する通知に係る電子情報処理組織

第4条 電子情報処理組織による議会等に対する通知

第5条 議会等からの通知に係る電子情報処理組織

第6条 電子情報処理組織による議会等からの通知

第7条 議会等からの通知を受ける旨の表示の方式

第8条 電磁的記録に記録された事項を表示する方法

第9条 配付に係る電子情報処理組織

第10条 氏名又は名称を明らかにする措置

第11条 通知のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難
又は著しく不相当と認められる部分がある場合

第12条 電磁的記録による作成等

第13条 準用等

第14条 委任

3 施行日

公表の日からとする。